

第95回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年6月27日(木曜日)午前10時

開催場所 ホテル・ヘリテイジ飯能sta. 6階
ヘリテイジホール
埼玉県飯能市仲町11番21号

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役6名選任の件
第3号議案	監査役2名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	取締役(社外取締役を除く)に 対する譲渡制限付株式の付与 のための報酬決定の件
第6号議案	当社株式の大量買付行為へ の対応方針(買収防衛策)の 継続の件

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	34
連結計算書類	52
計算書類	55
監査報告	58

株主各位

証券コード 6844

2019年6月6日

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

新電元工業株式会社

代表取締役社長 **鈴木 吉憲**

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使のご案内」に従って、2019年6月26日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時	2019年6月27日（木曜日）午前10時
2 場 所	埼玉県飯能市仲町11番21号 ホテル・ヘリテイジ飯能sta. 6階 ヘリテイジホール
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第6号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	次頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 インターネットによる開示について	<p>本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社の定款第22条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.shindengen.co.jp/ir/）に記載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。</p> <p>① 連結計算書類の「連結注記表」 ② 計算書類の「個別注記表」</p> <p>従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。</p>

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shindengen.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後5時10分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後5時10分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX株

標準日税控のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX株

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

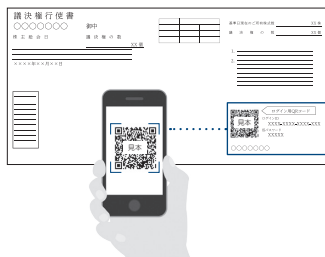
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

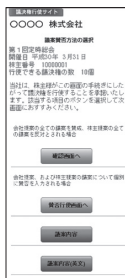
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



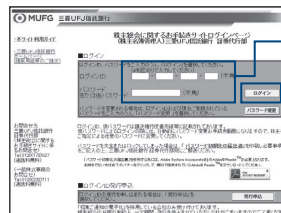
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

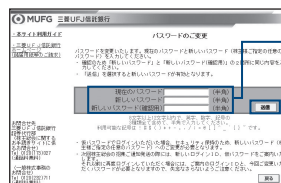
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、業界における競争力を維持・強化するための内部留保、株主資本利益率の水準、業績等を総合的に勘案して成果の配分を行っていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金125円
総額1,287,437,125円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当	属性
1	すずき よしのり 鈴木 吉憲	代表取締役社長	再任
2	ねぎし やすみ 根岸 康美	取締役(専務執行役員) 経営企画室長 兼 管理部門統括	再任
3	ほりぐち けんじ 堀口 健治	取締役(常務執行役員) 工場長 兼 事業構造改革・磁性部品担当	再任
4	たなか のぶよし 田中 信吉	取締役(常務執行役員) 営業本部長 兼 E V P室担当	再任
5	やまだ いちろう 山田 一郎	取締役	再任 社外 独立
6	はしもと ひでゆき 橋元 秀行	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

略歴、地位、担当

1982年 4月	当社入社	2009年 2月	執行役員
1996年 3月	シンデンゲン・シンガポール・ピー ティーイー・リミテッド取締役社長		経営企画室長
1999年 4月	電子デバイス事業本部半導体事業 部デバイス海外営業部長	2009年 6月	取締役兼執行役員 経営企画室長
2000年 4月	電子デバイス事業本部販売事業部 デバイス海外営業部長	2012年 6月	取締役兼執行役員 海外販売・共通販売担当
2002年 4月	電子デバイス事業本部販売事業部 営業企画部長	2013年 4月	取締役兼執行役員 営業本部長
2003年 4月	営業本部民生電子販売事業部第2 営業部長	2013年 6月	取締役兼執行役員 販売・電装事業担当
2005年 4月	営業本部共通販売統括室大阪支店 長	2014年 6月	取締役兼上席執行役員 販売・電装事業担当
2006年 4月	電子デバイス営業本部共通販売事 業部大阪支店長	2015年 4月	取締役兼上席執行役員 新電元デバイス販売(株)代表取締役 社長
2007年 4月	電子デバイス事業本部電子デバイ ス販売事業部長	2015年 6月	取締役兼上席執行役員 事業構造改革担当兼新電元デバイ ス販売(株)代表取締役社長
2008年 6月	執行役員 電子デバイス事業本部副本部長兼 電子デバイス事業本部電子デバイ ス販売事業部長	2016年 4月	代表取締役社長 (現)

重要な兼職

該当なし

選任理由

鈴木吉憲氏は、長年にわたり国内外の営業部門を牽引し、豊富なビジネス経験と実績を有しております。また、経営企画室長、取締役兼執行役員を経て、2016年4月より代表取締役社長を務め、経営の指揮、監督を適切に行っております。こうしたことから、持続的な企業価値向上を実現するリーダーとして適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

特別の利害関係

鈴木吉憲氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2 ねぎし やすみ
根岸 康美 (1958年10月8日生)

再任

所有する当社株式数
3,395株

略歴、地位、担当

1982年4月	当社入社	2015年7月	取締役兼上席執行役員 経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当
2004年11月	経理部長		
2009年2月	人事部長		
2009年4月	人事部長兼研修センター長		兼新電元エンタープライズ(株)代表取締役社長
2012年6月	取締役兼執行役員 経営企画室長兼人事・総務・研修センター担当	2016年4月	取締役兼常務執行役員 経営企画室長兼経理・管理部門担当
2012年10月	取締役兼執行役員 経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当	2017年4月	取締役兼常務執行役員 経営企画室長兼管理部門統括
2015年6月	取締役兼上席執行役員 経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当	2018年4月	取締役兼専務執行役員(現) 経営企画室長兼管理部門統括(現)

重要な兼職

該当なし

選任理由

根岸康美氏は、長年にわたり管理部門を主導し、経理、人事、総務、経営企画など幅広い業務経験と深い知識を有しております。また、2012年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

根岸康美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

略歴、地位、担当

1983年 4月	当社入社	2013年 4月	執行役員 (株)東根新電元代表取締役社長
2000年 4月	機能デバイス事業本部機能デバイス事業部デバイス設計部長	2013年 6月	取締役兼執行役員 技術・生産・品質・知的財産・パワーモジュール製品担当
2003年10月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部副事業部長兼電子デバイス事業本部機能デバイス事業部設計部長	2014年 6月	取締役兼執行役員 技術開発センター長兼技術・生産・品質・知的財産・パワーモジュール製品担当
2005年 4月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長兼電子デバイス事業本部機能デバイス事業部設計部長	2015年 6月	取締役兼執行役員 技術・生産・品質担当
2006年 4月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長	2016年 4月	取締役兼執行役員 技術・生産・品質担当
2008年 4月	技術開発本部 I C 開発センター長	2017年 4月	取締役兼執行役員 工場長兼事業構造改革・資材・物流・磁性部品担当
2009年 4月	技術開発センター副センター長	2018年 4月	取締役兼常務執行役員 工場長兼事業構造改革・資材・物流・磁性部品担当
2010年 6月	執行役員 (株)東根新電元代表取締役社長	2019年 4月	取締役兼常務執行役員 (現) 工場長兼事業構造改革・磁性部品担当 (現)
2012年 6月	執行役員 (株)東根新電元代表取締役社長兼 S P I S プロジェクト担当		
2013年 3月	執行役員 (株)東根新電元代表取締役社長兼 S P I S プロジェクト長兼 S P I S プロジェクト担当		

重要な兼職

該当なし

選任理由

堀口健治氏は、主に設計部門、生産部門、品質管理部門に携わり、それぞれの分野において深い知見と多くの実績を有しております。また、2013年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

堀口健治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当

1985年4月	当社入社	2016年4月	上席執行役員 電子デバイス事業本部長兼営業本部長
2006年10月	経営企画室 企画部長	2017年4月	上席執行役員 営業本部長兼EVP室担当
2010年4月	電子デバイス事業本部電子デバイス事業管理室管理部長	2017年6月	取締役兼上席執行役員 営業本部長兼EVP室担当
2010年7月	電子デバイス事業本部電子デバイス事業管理室長	2018年4月	取締役兼常務執行役員(現) 営業本部長兼EVP室担当(現)
2011年6月	執行役員 電子デバイス事業本部長		
2015年6月	執行役員 電子デバイス事業本部長兼営業本部長		

重要な兼職

該当なし

選任理由

田中信吉氏は、国内外の営業部門に従事し、また、経営企画室、電子デバイス事業本部を牽引するなど、幅広い実務経験と深い知見を有しております。また、2017年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、持続的な企業価値向上に欠かすことができないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

田中信吉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当

1974年 4月	日本電信電話公社武蔵野電気通信研究所入社	2000年 7月	同社N T T生活環境研究所長
1985年 9月	工学博士 (東京大学)	2002年 7月	東京大学大学院工学系研究科教授
1993年 1月	日本電信電話 (株) 総合企画本部・技術調査部担当部長 (技術支援部門長)	2009年 5月	同大学副学長 (環境安全担当)
1995年 2月	同社N T T境界領域研究所通信エネルギー研究部長	2012年 4月	同大学大学院新領域創成科学研究科教授
1999年 1月	同社N T T通信エネルギー研究所エネルギーシステム研究部長	2014年 6月	当社取締役 (現)
		2015年 6月	東京大学名誉教授 (現)

重要な兼職

東京大学名誉教授

選任理由

山田一郎氏は、大学教授として様々な要職を歴任しており、専門的な知識や豊富な経験を活かし、経営に対し指導・助言いただけることを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、山田一郎氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

また、山田一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

山田一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は山田一郎氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

6 はしもと ひでゆき
橋元 秀行 (1964年1月25日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式数
0株

略歴、地位、担当

1991年10月	中央新光監査法人入所	2007年 5月	東陽監査法人入所
1995年 4月	公認会計士登録	2014年 6月	東陽監査法人 代表社員 (現)
2000年 1月	橋元公認会計士事務所開設	2015年 6月	当社取締役 (現)
2000年 4月	税理士登録		

重要な兼職

公認会計士、税理士

選任理由

橋元秀行氏は、公認会計士および税理士として、専門的な知識や豊富な経験を有しており、経営に関して有益なアドバイスをいただけることを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、橋元秀行氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

また、橋元秀行氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

橋元秀行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は橋元秀行氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第3号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役肥後良明および三宅雄一郎の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

1	ひご 肥後	よしあき 良明 (1955年7月12日生)	再任	所有する当社株式数 2,889株
略歴、地位				
1979年4月	当社入社	2010年4月	西日本支社長	
2001年4月	東北営業所長	2013年6月	執行役員	
2003年4月	総務人事部長		(株)東根新電元代表取締役社長	
2004年4月	人事部長	2015年6月	常勤監査役(現)	
2009年2月	名古屋支店長			
重要な兼職				
該当なし				
選任理由				
肥後良明氏は、当社の営業・総務・人事業務などを幅広く経験し、これらに関する深い知見を有しております。また、2015年6月より常勤監査役を務め、当社の経営体制や事業運営に対して適切な監査を実施していること等から、引き続き監査役候補者といたしました。				
特別の利害関係				
肥後良明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。				

2

み や け ゆ う い ち ろ う
三宅 雄一郎 (1947年8月8日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式数
 10,383株

略歴、地位

1972年4月 弁護士登録（東京弁護士会）・開業
 (現)

2003年6月 当社監査役（現）

重要な兼職

弁護士
 山洋電気株式会社 社外取締役
 旭有機材株式会社 社外取締役（監査等委員）
 株式会社タダノ 社外監査役

選任理由

三宅雄一郎氏は、弁護士としての専門的な知識ならびに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

なお、三宅雄一郎氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。

また、三宅雄一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

三宅雄一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は三宅雄一郎氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ちば しやうじ
千葉 昌治 (1965年6月25日生)

所有する当社株式数
1,079株

略歴、地位

1988年4月 当社入社
2010年4月 経営企画室 企画部長
2014年4月 経理部長 (現)

重要な兼職

該当なし

特別の利害関係

千葉昌治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1989年3月30日開催の第64回定時株主総会において、月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の中長期ビジョン達成の為のインセンティブを与えるとともに、ガバナンスの一層の拡充及び株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から6年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第6号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2016年6月29日開催の当社第92回定時株主総会において、当社株式の大量買付行為への対応方針（以下「現プラン」といいます）を継続することについて株主の皆様の承認をいただいております。

現プランの有効期限は2019年3月期の定時株主総会終結の時までであることから、当社では、情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させるための取組みとして、現プランの継続の是非も含めそのあり方について検討を進めてまいりました。

その結果、2019年5月13日の当社取締役会において、2019年6月開催予定の第95回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）において株主の皆様による承認が得られることを条件に、当社株式の大量買付行為への対応方針（以下「本プラン」といいます）を継続することを決議致しました。

本プランにつきまして、当社社外監査役2名を含む監査役3名はいずれも、本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

また、現時点において、大量買付行為に関する提案はなく、大量買付行為にかかる具体的な脅威が生じているという状況にはございません。

本プランへの継続にあたり、一部語句の修正等を行っておりますが、実質的な変更はございません。

1. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上への取り組みについて

(1) 当社の経営理念について

当社は、「社会と共に、顧客と共に、従業員と共に、成長する企業」を経営理念とし、「エネルギーの変換効率を極限まで追求することにより、人類と社会に貢献する」を企業ミッションに掲げております。これは、当社の主力事業でありますパワー半導体や電源回路製品において、変換効率をはじめとする環境性能に主軸をおいた商品開発を行い、低炭素社会の実現に貢献していくことを意味しております。

当社は、1949年の創立以来、コア技術である半導体技術・回路技術・実装技術を磨き上げ、それらを高次に融合させることにより、「パワーエレクトロニクス」の専門メーカーとして、発展を遂げてまいりました。これからも企業ミッションの下に、新たな成長戦略を展開し、継続的な事業発展をめざしてまいります。

(2) 中期経営計画について

当社グループは、2019年度から2021年度までの3ヶ年を期間とする「第15次中期経営計画」を策定いたしました。

経営方針としては、「持続的成長に向けた製品戦略の加速」を掲げ、主要テーマを以下の通りとすることで2021年度までの3ヶ年に留まらず、さらに先を見据えた構想といたしました。

- ①主力製品の競争力強化
- ②伸長事業の発展
- ③10年先を見据えた次世代製品への取り組み

そのほか、モビリティ、産業機器、エネルギー、ヘルスケアの4つを重点市場と位置付けておりますが、そのなかでもモビリティ市場について、より一層の注力をしてまいります。

経営方針の実現に向けては、全体最適を見据えた生産性の向上、事業シナジーおよび外部リソースの有効活用などにより、主力製品の競争力強化と伸長事業の発展に努めてまいります。そのほか、10年先を見据えた次世代製品への布石として、アライアンスの活用のほか、既存事業の枠組みにとらわれない新たな仕組みづくりを進めてまいります。また、分散・老朽化した既存施設から、主要機能を集約した新事業所設立を計画し、事業の継続性確保と運営効率の向上を図り、さらにはガバナンスやリスクマネジメントの強化、働き方改革などの環境整備にも取り組んでまいります。

当社グループは、こうした施策を着実に実行することで、企業価値の向上ひいては株主の皆さま共同の利益に繋げてまいります。

経営指標といたしましては、2016年に中長期ビジョンとして掲げた数値に対して、足元の状況と目指すべき方向性を踏まえ、以下の通り見直しました。

2021年度の経営目標（連結）

- ・売上高 1,150億円
- ・営業利益率 7.6%以上
- ・ROE 10%以上

2. 本プラン継続の目的と必要性

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、特定の者から大量買付行為が為された場合、これを受け入れるかどうかの最終的な判断は株主の皆様にご委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大量買付行為が行われようとする場合に、当社株主の皆様が大量買付行為を受入れるかどうかの判断を適切に行うためには、株主の皆様にご当該大量買付行為にかかる十分な情報が提供される必要があると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様のご判断の資料とするために、大量買付者に対して当社取締役会への大量買付行為に関する情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

以上の理由により、当社取締役会は、大量買付行為が合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考え、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続を決議しました。

3. 大量買付ルールの内容

(a) 対象となる買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とする当社株式等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）とします。大量買付者は、予め本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます）に従うこととします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、株主名簿のほか、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたもの並びに大量保有報告書を参照することができるものとします。

注3：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する株券等を意味します。

(b) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）および当該大量買付者が大量買付行為に際して大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

- ①大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含みます）
- ②大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の可能性を含みます）
- ③大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます）
- ④大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- ⑤大量買付行為後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥大量買付行為後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

- ⑦当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、適宜期間を定めて追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

また、当社取締役会は、大量買付者による本必要情報の提供が十分に為されたと認められた場合には、その旨を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

(c) 大量買付行為の内容の検討・大量買付者との交渉・代替案の検討

①当社取締役会による検討作業

当社取締役会は、大量買付者から情報・資料等（追加的に要求したのものも含みます）の提供が十分に為されたと認め、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、対価を円貨現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は原則として90日間を超えない検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます）を設定します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された情報・資料等に基づき、取締役会としての意見をとりまとめるとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討を行います。

大量買付者は、取締役会検討期間中、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、大量買付者は、取締役会検討期間が終了するまでは、大量買付行為を開始することはできないものとします。

また、当社取締役会は本必要情報の検討ならびに大量買付者との協議および交渉に際して、必要に応じ、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得るものとします。

なお、当初の取締役会検討期間終了時まで、対抗措置の発動または不発動の決定に至らない場合には、当社取締役会は、当該大量買付者による大量買付行為の内容の検討、当該大量買付者との協議・交渉・代替案の検討等のために合理的に必要と考える範囲内で、取締役会検討期間を最大30日間延長する旨の決議を行うことができるものとし、その場合は、その旨、延長する期間および延長理由の概要について速やかに開示するものとします。取締役会検討期間が延長された場合、当社取締役会は、引き続き、情報収集および検討等を行うものとし、延長期間内に対抗措置の発動または不発動の決定を行うよう最大限努めるものとします。

②株主およびステークホルダーに対する情報開示

当社取締役会は、大量買付者から大量買付行為の提案が為された事実については速やかに開示し、提案の概要および本必要情報の概要その他の状況のうち当社取締役会が適切と判断する事項については、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

4. 大量買付行為が為された場合の対応

(1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が3. (b) に定める大量買付ルールを遵守している場合には、当社取締役会は、仮に大量買付行為に反対であったとしても、大量買付行為の提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として本プランの対象となる大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大量買付行為の提案および当社が提示する当該提案に対する意見、代替案をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（注4）であると認められ、かつ対抗措置の発動が相当であると当社取締役会が判断した場合には、取締役会の善管注意義務に基づき、例外的措置として、新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

注4：当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為とは

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行う行為
- ③ 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ⑤ 強圧的二段階買付（最初の大量買付行為で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の大量買付行為の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、最初の大量買付行為を行うことをいいます）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為である場合

上記のとおり、例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合に、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、検討することとします。

対抗措置としての新株予約権の無償割当ての概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件、取得条項及び取得条件等を設けることがあります。

(2) 株主意思確認総会の開催

上記(1)において、当社取締役会が大量買付ルールによる対抗措置の発動が相当であると判断する場合、当社取締役会は、実務上可能な限り最短の期間で株主意思確認総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議し、株主の皆様へ承認を求めるものとします。この場合には、大量買付者は、株主総会の決議が行われるまでは、大量買付行為を行ってはならないものとします。なお、当該株主総会において大量買付ルールによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大量買付行為に対しては大量買付ルールによる対抗措置の発動は行われません。

(3) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

(4) 対抗措置の発動を中止する場合

上記(1)、(2)、(3)において対抗措置をとることを決定した後、大量買付者が大量買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が相当でないと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。例えば、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行うことができるものとします。

5. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様から承認が得られた同日に発効するものとし、有効期間は2022年6月開催予定の定時株主総会終結時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、また、

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

6. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。また、本プランは経済産業省・企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されること

本プランは、当社の株式等に対する大量買付行為が為された際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主の皆様の意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様の承認を得ることにより発効することとしています。また、上記4. 「大量買付行為が為された場合の対応」にて記載したとおり、当社取締役会が対抗措置の発動が相当であると判断した場合、当社取締役会は株主意思確認総会を開催し、対抗措置の発動について、株主の皆様の承認を求めています。

さらに、本プランの継続後、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議が為された場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

従いまして、本プランの継続、対抗措置発動、廃止および変更には、当社株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、上記4. 「大量買付行為が為された場合の対応」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、例外的に発動する際には株主意思確認総会を開催して株主の皆様の承認を求めているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 第三者専門家の意見の取得

4. (1) にて記載したとおり、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討および判断が必要な場合は、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性をより強く担保する仕組みとしております。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記5. 「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

7. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、広義には、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。なお、狭義には、本プラン継続時において、本新株予約権の無償割当て自体は行われないため、株主の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

上記4.「大量買付行為が為された場合の対応」において述べたように、大量買付者が本プランを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記4に記載した対抗措置をとることがありますが、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、および明らかに企業価値ひいては当社株主の共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議を行う場合、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(b)において記述する本新株予約権の行使にかかる手続を経られなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(c)に記載する手続により、大量買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、大量買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記4. (4)「対抗措置の発動を中止する場合」に記載する通り、当社取締役会は本新株予約権の無償割当てを中止または新株予約権の無償取得を行うことがあります。その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った株主および投資家の皆様は、その価格の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 割当期日における手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。なお、株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価格を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社普通株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社所定の書式により、ご自身が大量買付者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言等を内容とする書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」といいます）の内容は下記Ⅱ.に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます）において別途定める割当て期日（以下「割当て期日」といいます）における当社の最終の発行済み株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。以下同じ）と同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿に記載された当社以外の株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 1 個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

- ①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます）は、1 株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整結果の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行いません。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

- ②調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用します。
- ③上記①に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済み株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除きます）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとします。

- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
- ①新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、行使価格（下記②において定義されます）に対象株式を乗じた価格とします。
 - ②新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価格（以下「行使価格」といいます）は金1円を下限として当社普通株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とします。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし下記(6)②の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

(4) 新株予約権の行使条件

- ① (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは継承した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)のいずれかに該当する者を総称して「特定買付者等」という）は、新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

- (a) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じ）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株式等に係る株式等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合を意味するものとします）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (b) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。

- (c) 「特定大量買付者」とは公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます）によって当社が発行者である株式等（同法第27条の2第1項に定義される株券等を意味するものとします。以下本（c）において同じ）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本（c）において同じ）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます）に係る株式等の株式等所有割合（同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ）がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上になると当社取締役会が認めた者をいいます。
 - (d) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株式等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
 - (e) ある者の「関係者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます）をいいます。
- ② 上記①にかかわらず、下記（a）ないし（d）の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。
- (a) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、株式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義されます）
 - (b) 当社を支配する意図がなく上記①（a）に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ上記①（a）の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができます）以内にその保有する当社の株式等を処分等することにより上記①（a）の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - (c) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記（a）の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株式等を新たに取得した場合を除きます）
 - (d) その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限りです）

- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続きの履行もしくは(ii) 所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含む)の充足、または(iii) その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができません。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負いません。また、当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができません。
- ④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii) その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとします)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法にかかる準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。
- ⑤ 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしているものではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- ⑥ 新株予約権を有する者が上記④の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。

(5) 新株予約権の譲渡制限

- ①新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
- ②新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)③および④の規定により新株予約権を行使することができない者(特定買付者等を除きます)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記①の承認をするか否かを決定します。
 - (a) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記(b)ないし(d)に関する表明・保証条項、補償条項および違約金条項を含む)が提出されているか否か
 - (b) 譲渡人および譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
 - (c) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けしようとしている者ではないことが明らかであるか否か
 - (d) 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(6) 当社による新株予約権の取得

- ①当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができます。
- ②当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者以外の者が有する新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(7) 合併(合併により当社が消滅する場合に限ります)、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定します。

(8) 新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

(9) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2019年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以上

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、先行きに懸念があるものの、雇用環境などが堅調に推移し、景気回復局面が続きました。海外においては、保護主義政策による政治的な混乱が続き、景気減速が強まる地域もあるなかで、全体としては底堅く推移しました。

当社グループを取り巻く環境は、期末にかけて減速がみられたものの、モビリティ分野を中心に概ね堅調に推移しました。

このようななか、当連結会計年度では、売上高は94,703百万円（前期比2.7%増）、営業利益は5,638百万円（前期比17.7%減）、経常利益は5,980百万円（前期比16.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,876百万円（前期比26.8%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、事業名称の一部を変更しております。また、セグメント間の取引については相殺消去して記載しております。

【デバイス事業】

デバイス事業の売上高は34,016百万円（前期比0.8%減）、営業利益は2,576百万円（前期比40.3%減）となりました。

自動車市場は、期末にかけてやや勢いに陰りが見えたものの、年間では堅調に推移したほか、家電市場でも白物家電や照明向けが底堅く推移しました。一方、期初には活況を呈していた産業機器市場では、米中貿易摩擦の影響などにより、需要が大きく落ち込み、全体ではわずかに減収となりました。損益面においては、原価低減に努めたものの、設備投資にともなう費用の増加や原材料の高騰による影響などで減益となりました。

【電装事業】

電装事業の売上高は51,836百万円（前期比5.6%増）、営業利益は10,006百万円（前期比29.7%増）となりました。

主力の二輪向け製品は、アセアンにおいては底堅い市況を背景に概ね堅調に推移し、インドでは規制等の影響により市場の成長ペースが一時的に鈍化しているものの、期初に立ち上げた新製品効果が寄与した結果、伸長しました。また、四輪向け製品なども好調に推移した結果、全体では増収となりました。損益面において、アジア通貨安の影響があったものの、増収や営業費用の戻入などにより増益となりました。

【エネルギーシステム事業】

エネルギーシステム事業の売上高は7,733百万円（前期比1.8%増）、営業損失は2,525百万円（前期は1,944百万円の損失）となりました。

当セグメントは概ね前期並みで、わずかに増収となりました。損益面においては、構造改革効果がみられたものの、一部の製品に対する点検・保守作業等の実施に伴う発生費用見込額を営業費用に計上したことから損失拡大となりました。

【その他】

その他の売上高は1,116百万円（前期比8.1%減）、営業利益は45百万円（前期比32.0%減）となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループの所要資金として、長期借入金および社債の発行により総額50億円の資金調達を実施いたしました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度は69億75百万円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは、デバイス事業において生産設備増強および維持更新投資を実施したことや、電装事業においてシンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッドの工場拡張および生産設備増強を実施したことなどによるものであります。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分		期 別		第93期	第94期	第95期	第96期
				2015年度	2016年度	2017年度	(当連結会計年度) 2018年度
売	上	高	百万円	98,110	90,415	92,177	94,703
経	常	利	百万円	405	4,603	7,164	5,980
親	会	社	百万円	205	3,388	5,293	3,876
当	期	純	円	19.90	328.97	513.91	376.41
1	株	当	円	19.90	328.97	513.91	376.41
総	資	産	百万円	133,101	128,530	133,706	128,669
純	資	産	百万円	50,751	54,004	59,169	59,470

(注) 当社は2017年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しております。第93期(2015年度)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 権 の 比 議 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 秋 田 新 電 元	490 百 万 円	100.0%	電 気 機 器 の 製 造
株 式 会 社 東 根 新 電 元	400 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
株 式 会 社 岡 部 新 電 元	100 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
新 電 元 エ ン タ ー プ ラ イ ズ 株 式 会 社	50 百 万 円	100.0	福 利 厚 生 サ ー ビ ス
新 電 元 ス リ ー イ ー 株 式 会 社	25 百 万 円	100.0	電 気 機 器 の 製 造
新 電 元 熊 本 テ ク ノ リ サ ー チ 株 式 会 社	20 百 万 円	100.0	ソ フ ト ウ ェ ア サ ー ビ ス
ラ ン プ ー ン ・ シ ン デ ン ゲ ン ・ カ ン パ ニ ー ・ リ ミ テ ッ ド	300,000 千 THB	100.0	電 気 機 器 の 製 造
シ ン デ ン ゲ ン ・ フ ィ リ ピ ン ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	10,276 千 USD	100.0	電 気 機 器 の 製 造
ピー ティ ー ・ シ ン デ ン ゲ ン ・ イ ン ド ネ シ ア	303,150 百 万 IDR	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ イ ン デ ィ ア ・ プ ラ イ ベ ー ト ・ リ ミ テ ッ ド	1,390 百 万 INR	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ ベ ト ナ ム ・ カ ン パ ニ ー ・ リ ミ テ ッ ド	151,456 百 万 VND	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
広 州 新 電 元 電 器 有 限 公 司	48,200 千 CNY	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
シ ン デ ン ゲ ン (タ イ ラ ン ド) カ ン パ ニ ー ・ リ ミ テ ッ ド	102,000 千 THB	100.0	電 気 機 器 の 製 造 ・ 販 売
新 電 元 (上 海) 電 器 有 限 公 司	33,153 千 CNY	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ ア メ リ カ ・ イ ン コ ー ポ レ イ テ ッ ド	1,000 千 USD	100.0	電 気 機 器 の 販 売
新 電 元 (香 港) 有 限 公 司	1,500 千 HKD	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ ユ ー ケ ー ・ リ ミ テ ッ ド	141 千 EUR	100.0	電 気 機 器 の 販 売
シ ン デ ン ゲ ン ・ シ ン ガ ポ ー ル ・ ピ ー ティ ー イ ー ・ リ ミ テ ッ ド	108 千 USD	100.0	電 気 機 器 の 販 売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2019年度から2021年度までの3ヶ年を期間とする「第15次中期経営計画」を策定いたしました。

経営方針としては、「持続的成長に向けた製品戦略の加速」を掲げ、主要テーマを以下の通りとすることで2021年度までの3ヶ年に留まらず、さらに先を見据えた構想といたしました。

- ①主力製品の競争力強化
- ②伸長事業の発展
- ③10年先を見据えた次世代製品への取り組み

そのほか、モビリティ、産業機器、エネルギー、ヘルスケアの4つを重点市場と位置付けておりますが、そのなかでもモビリティ市場について、より一層の注力をしてまいります。

経営方針の実現に向けては、全体最適を見据えた生産性の向上、事業シナジーおよび外部リソースの有効活用などにより、主力製品の競争力強化と伸長事業の発展に努めてまいります。そのほか、10年先を見据えた次世代製品への布石として、アライアンスの活用のほか、既存事業の枠組みにとらわれない新たな仕組みづくりを進めてまいります。また、分散・老朽化した既存施設から、主要機能を集約した新事業所設立を計画し、事業の継続性確保と運営効率の向上を図り、さらにはガバナンスやリスクマネジメントの強化、働き方改革などの環境整備にも取り組んでまいります。

当社グループは、こうした施策を着実に実行することで、企業価値の向上ひいては株主の皆さま共同の利益に繋げてまいります。

経営指標といたしましては、2016年に中長期ビジョンとして掲げた数値に対して、足元の状況と目指すべき方向性を踏まえ、以下の通り見直しました。

2021年度の経営目標（連結）

- ・売上高 1,150億円
- ・営業利益率 7.6%以上
- ・ROE 10%以上

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次のとおりであります。

事業区分	製品名
デバイス	一般整流ダイオード、ブリッジダイオード、高速整流ダイオード、サイリスタ、MOSFET、省電力型電源用パワーIC、高耐圧パワーIC、DC-DCコンバータIC、パワーモジュール
電装	二輪車用ECU、二輪車用レギュレータ/レクティファイア、二輪車用CDI、四輪車用DC/DCコンバータユニット、四輪車用オンボードチャージャー、四輪車用ECU、汎用インバータ
エネルギーシステム	太陽光発電用パワーコンディショナ、蓄電システム、EV/PHEV用充電器、通信機器用電源装置
その他	ソレノイド

(6) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

当社	本社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
	国内	大阪支店 (大阪府大阪市) 名古屋支店 (愛知県名古屋市) 飯能工場 (埼玉県飯能市)
	海外	ソウル営業所 (大韓民国)
子会社	国内	株式会社秋田新電元 (秋田県由利本荘市) 株式会社東根新電元 (山形県東根市) 株式会社岡部新電元 (埼玉県深谷市) 新電元エンタープライズ株式会社 (埼玉県飯能市) 新電元スリーイー株式会社 (埼玉県飯能市) 新電元熊本テクノリサーチ株式会社 (熊本県菊池郡菊陽町)
	海外	ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド (タイ王国) シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション (フィリピン共和国) ピーティー・シンデンゲン・インドネシア (インドネシア共和国) シンデンゲン・インドア・プライベート・リミテッド (インド共和国) シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド (ベトナム社会主義共和国) 広州新電元電器有限公司 (中華人民共和国) シンデンゲン (タイランド) カンパニー・リミテッド (タイ王国) 新電元 (上海) 電器有限公司 (中華人民共和国) シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド (米国) 新電元 (香港) 有限公司 (中華人民共和国) シンデンゲン・ユークー・リミテッド (英国) シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド (シンガポール共和国)

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
5,215名	259名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,008名	1名減	42.60歳	17.64年

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,600百万円
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	4,300
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,300
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	725

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	31,000,000株
	A種優先株式	5,000,000株
	B種優先株式	5,000,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	10,338,884株
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—
③ 株主数	普通株式	5,049名
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	1,336千株	12.97%
中央不動産株式会社	880	8.54
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	692	6.72
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	438	4.26
資産管理サービス信託銀行株式会社 (みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口)	356	3.46
朝日生命保険相互会社	325	3.16
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	280	2.72
新電元工業 協力会社持株会	229	2.23
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	209	2.04
GOVERNMENT OF NORWAY	203	1.97

(注) 持株比率は自己株式(普通株式39,387株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役および監査役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木吉憲	
取締役（専務執行役員）	根岸康美	経営企画室長 兼 管理部門統括
取締役（常務執行役員）	堀口健治	工場長 兼 事業構造改革・資材・物流・磁性部品担当
取締役（常務執行役員）	田中信吉	営業本部長 兼 E V P室担当
取締役	山田一郎	東京大学名誉教授
取締役	橋元秀行	公認会計士、税理士
常勤監査役	肥後良明	
監査役	藤巻真人	
監査役	三宅雄一郎	弁護士 山洋電気株式会社 社外取締役 旭有機材株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社タダノ 社外監査役

- (注) 1. 取締役山田一郎および取締役橋元秀行の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤巻真人および監査役三宅雄一郎の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役山田一郎氏、取締役橋元秀行氏、および監査役三宅雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役藤巻真人氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 下記の通り取締役の地位および担当等の異動を行っております。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
堀 口 健 治	取締役 兼 常務執行役員 工場長 兼 事業構造改革・資材・ 物流・磁性部品担当	取締役 兼 常務執行役員 工場長 兼 事業構造改革・磁性部品担 当	2019年4月1日

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 総 額
取 (うち社 締 外 取 締 役 役)	6名 (2)	95百万円 (14)
監 (うち社 査 外 監 査 役 役)	3 (2)	41 (15)
合 (うち社 外 役 員 計)	9 (4)	136 (30)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1989年3月30日開催の第64回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役報酬限度額は、1994年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。
4. 2008年6月27日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
- ・監査役 1名 6百万円（うち社外監査役 1名 6百万円）

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役藤巻真人氏は、当社の大株主である中央不動産株式会社の代表取締役副社長を務めておりましたが、2018年6月29日付で退任し、同社顧問に就任しております。

ロ. 他の会社の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役三宅雄一郎氏は、山洋電気株式会社の社外取締役、旭有機材株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社タダノの社外監査役を兼務しております。山洋電気株式会社と当社との間には製品販売等の取引関係がございます。旭有機材株式会社および株式会社タダノの両社と当社の間には、取引関係はございません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況および発言状況

取締役会は13回開催され、取締役山田一郎氏が13回、取締役橋元秀行氏が13回、監査役藤巻真人氏が13回、監査役三宅雄一郎氏が13回出席し、それぞれ専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役会への出席状況および発言状況

監査役会は14回開催され、監査役藤巻真人氏が14回、監査役三宅雄一郎氏が14回出席し、それぞれ監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役山田一郎氏および橋元秀行氏、監査役藤巻真人氏および三宅雄一郎氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 報酬等の額

名 称	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
EY新日本有限責任監査法人	56百万円	58百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、会社法に基づく監査以外の業務である「英文財務諸表の監査」等を委託しております。
3. 監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容及び監査報酬の見積り根拠、従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況、監査報酬の推移、取締役その他社内関係部署からの報告を踏まえ、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
4. 当社の子会社には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（当該法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けているものがあります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、監査役会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会における決議により、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を定めております。

当該基本方針の内容は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - (1) 取締役及び使用人の法令を遵守する基盤として、「新電元グループ行動指針」を定め、周知徹底を図ります。
 - (2) 取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
 - (3) 執行役員制度により、取締役の職務執行(意志決定・監督)機能と執行役員の職務執行(業務執行)機能とを分離し、適正かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役の監視機能を強化します。
 - (4) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
 - (5) 内部監査部門により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。
 - (6) 内部通報制度(企業倫理ホットライン/社内及び社外の相談窓口)により、法令違反等を未然に防ぐ体制を整備します。受け付けた通報は、通報検討委員会にて内容を精査し、調査及び再発防止の徹底を図ります。
 - (7) 内部通報制度により、内部通報を行った者が、通報等をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制をとります。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達文書等取締役の職務執行に係る情報については、文書規定の定めるところに従い文書又は電磁的媒体にて適切に保存・管理する一方で、漏洩等の危険に対して都度必要な措置を講じるとともに、必要かつ正当な関係者が閲覧できる体制を整備します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - (1) 会社における個々の損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスクを管理する取締役の指示のもと、対応部署が各規定・規則類の整備を行い、予防及び事後対応策の検討並びに実行、教育、監査等の活動を行います。
 - (2) 個々のリスクに対し必要に応じ組織横断的な専門委員会を設置し、上記同様の運用を行います。
 - (3) 内部監査部門により、企業集団におけるリスク・マネジメントが有効に機能しているか、マニュアルを制定し、その実行状況を監視します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - (1) 取締役の担当区分を定め、その職務の遂行が効率的に行われる体制をとります。
 - (2) 執行役員への権限委譲により業務執行のスピードアップを図り、取締役会は意志決定及び監督機能に注力します。
 - (3) 達成すべき目標として中期経営計画を定め、当該年度の経営方針に沿った年次計画を策定するとともに、事業部門等の業務目標を設定し、実施すべき具体的な施策を実行します。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
 - (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「新電元グループ行動指針」の周知徹底を図ります。
 - (2) 子会社管理規定の定めるところに従い、各事業部門及び各種委員会を通じて、子会社は親会社が必要とする資料提出等により、業務及び財務の状況、事業計画に対する進捗等の報告を行うことで、グループ一体となった運営を行います。
 - (3) 各子会社の機関決定に関わるルールの明確化を図ります。
 - (4) 監査役は、独立した立場から、子会社について、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査職務を遂行します。
 - (5) 企業集団としての内部通報制度(企業倫理ホットライン)により、子会社における法令違反等を未然に防ぐ体制をとります。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について
監査役の職務を補助する機関として専任の監査役付を置き、適切な人材を配置します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について
補助使用人の適切な職務の遂行のため、補助使用人の人事考課及び人事異動については監査役監査基準(規定)の定めるところに従い、監査役の同意をもって決定します。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社及び関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況(守秘義務に配慮)、あらかじめ監査役と協議して定めたその他の報告事項等について適宜報告します。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意識向上を図るため、定期的な会合をもちます。
 - (2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意志疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - (3) 監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、会計監査人等の外部専門家と連携を図れる体制をとります。
 - (4) 監査役の職務遂行上必要な費用について、監査役が前払または償還を請求したときは、当該費用が必要でないと認められた場合を除き、請求に従い必要な支払を行います。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- (1) 市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否します。
 - (2) 総務部が対応統括部署となり関係機関等と緊密に連携し助言、指導を受ける他、「対応マニュアル」を定め、体制を整備しています。
- (6) **業務の適正を確保するための体制の運用状況**
取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

1. 内部統制システムについて

コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムに関して、内部監査部門により当社グループの整備方針・計画の実行状況について内部監査を実施し、取締役会および監査役会への定期報告を実施いたしました。またコンプライアンス委員会および関連規定を整備し、コンプライアンス違反の予防、違反発生時の対処手順を定義しております。

2. リスク・マネジメント体制について

損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスク管理対応部署により規定・規則類の整備を行い、リスクの評価・予防、施策の実行、教育および監査等の活動を実施いたしました。

企業集団におけるリスク・マネジメントについては、当社グループ各社のセルフ・アセスメントおよび内部監査部門による内部監査により監視を実施しております。

3. 子会社経営管理について

当社「子会社管理規定」に基づき、各事業部門および各種委員会は、子会社の資料提出等により、業務・財務の状況、事業計画の進捗等の報告を受けております。

4. 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を13回実施し、法令、定款および取締役会規定に定められた経営上重要な事項の決定および職務執行の監督を実施しました。

5. 監査役の職務遂行について

当事業年度において、監査役会を14回実施し、取締役の職務執行の監査を実施しました。監査役は、取締役および使用人から法定の事項、経営上の重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況等の報告を受けております。

また監査役の機能強化のため、業務執行から独立した専任の使用人が監査役の業務の補助にあっております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、当社の財務および事業の方針を支配する者については、最終的には株主の皆様のご自由な意思に基づき決定されることが基本であると考えます。また、当社株式に対して特定の者から大量買付行為が為された場合、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの適切なご判断を行うためには、買付者および当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。従って、当社株式に対する大量買付行為が合理的なルールに従って行われる体制を整えておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考えます。

一方、大量買付行為の中には、株主の皆様にご売却を強要する仕組みを有するものや、当社に回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務および事業の方針を支配する者は、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

1) 中期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、環境変化の激しいパワーエレクトロニクス業界のなかでも、持続的に成長していくことに主眼をおき、2021年度までの中期経営計画の方針として『持続的成長に向けた製品戦略の加速』を掲げました。

当方針のもと、主要テーマを以下の通りとすることで2021年度までの3ヶ年に留まらず、さらに先を見据えた施策を実行に移し、持続的に成長する価値ある企業を目指してまいります。

- ①主力製品の競争力強化
- ②伸長事業の発展
- ③10年先を見据えた次世代製品への取り組み

2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、2007年5月30日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」の導入を決議し、2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、2010年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役会での検討期間の延長期間の短縮や対抗措置の発動要件に株主の皆様のご承認を加える等の一部の修正を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

2013年6月27日開催の第89回定時株主総会において、同一の内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

また、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において、対抗措置の内容を新株予約権の無償割当てに限定し、さらに本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応方針では、大量買付行為が行われようとする際に、当社取締役会は大量買付者に対して情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合、または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（東京高裁が濫用的買収として例示した4類型および高圧的2段階買収）であると当社取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本方針は、2019年6月27日開催予定の当社第95回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において期限を迎えることとなりますが、本総会において株主の皆様のご承認を頂けることを条件に、一部の文言を修正して継続する予定であります。

本方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト
(<https://www.shindengen.co.jp/ir/>) に掲載しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	128,669	(負債の部)	69,199
流動資産	79,874	流動負債	30,131
現金及び預金	25,505	支払手形及び買掛金	15,283
受取手形及び売掛金	19,044	短期借入金	5,750
有価証券	7,000	1年内償還予定の社債	975
商品及び製品	8,430	リース債務	280
仕掛品	4,704	未払法人税等	62
原材料及び貯蔵品	10,624	賞与引当金	1,111
その他	4,583	その他	6,668
貸倒引当金	△18	固定負債	39,067
固定資産	48,795	社債	6,300
有形固定資産	27,495	長期借入金	13,725
建物及び構築物	8,094	リース債務	745
機械装置及び運搬具	8,699	繰延税金負債	128
土地	5,769	退職給付に係る負債	15,305
リース資産	948	製品保証引当金	2,690
建設仮勘定	2,201	資産除去債務	141
その他	1,782	その他	32
無形固定資産	1,509	(純資産の部)	59,470
ソフトウェア	955	株主資本	61,111
リース資産	0	資本金	17,823
その他	553	資本剰余金	7,738
投資その他の資産	19,789	利益剰余金	35,695
投資有価証券	13,673	自己株式	△145
繰延税金資産	5,505	その他の包括利益累計額	△1,641
その他	659	その他有価証券評価差額金	1,719
貸倒引当金	△48	為替換算調整勘定	△1,659
資産合計	128,669	退職給付に係る調整累計額	△1,702
		負債及び純資産合計	128,669

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自 2018年 4 月 1 日)
(至 2019年 3 月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	94,703
売 上 原 価	75,482
売 上 総 利 益	19,220
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	13,581
営 業 利 益	5,638
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	168
受 取 配 当 金	370
雑 収 益	587
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	238
雑 損 失	546
経 常 利 益	784
特 別 損 失	
事 業 構 造 改 善 費 用	164
減 損 損 失	85
税金等調整前当期純利益	249
法人税、住民税及び事業税	709
法人税等調整額	1,144
当 期 純 利 益	5,731
親会社株主に帰属する当期純利益	3,876
	3,876

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年 4 月 1 日)
(至 2019年 3 月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	17,823	7,738	33,106	△143	58,524
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,287		△1,287
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			3,876		3,876
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,589	△2	2,587
当 期 末 残 高	17,823	7,738	35,695	△145	61,111

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当 期 首 残 高	3,632	△710	△2,278	644	59,169
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,287
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					3,876
自 己 株 式 の 取 得					△2
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,913	△949	575	△2,286	△2,286
当 期 変 動 額 合 計	△1,913	△949	575	△2,286	301
当 期 末 残 高	1,719	△1,659	△1,702	△1,641	59,470

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	102,859	(負債の部)	58,264
流 動 資 産	66,226	流 動 負 債	26,491
現金及び預金	16,194	支払手形	74
受取手形	386	買掛金	6,730
売掛金	17,437	短期借入金	3,162
有価証券	2,404	1年内償還予定の社債	5,750
製成品	7,000	未払費用	975
半製品	5,265	前払費用	2,467
材仕掛	522	預り金	347
前払費用	3,307	設備引当金	86
関係会社短期貸付	624	賞与引当金	5,221
未収消費税	188	リース負債	30
未収消費税	5,500	その他の負債	642
未収消費税	4,659	固定負債	119
未収消費税	2,585	社長期借入金	883
未収消費税	88	退職給付引当金	31,772
未収消費税	65	製品保証引当金	6,300
貸倒引当金	△2	資産除去債務	13,725
固 定 資 産	36,633	リース負債	8,802
有 形 固 定 資 産	9,192	資産除去債務	2,690
建物	2,449	リース負債	69
構築物	153	その他の負債	177
機械及び装置	1,750	(純資産の部)	6
車両運搬具	0	株主資本	44,595
工具	779	資本金	42,876
工事	2,944	資本剰余金	17,823
建設仮勘定	265	資本準備金	7,738
無形固定資産	1,001	その他の資本剰余金	6,031
電話加入権	18	利益剰余金	1,707
ソフトウェア	621	その他の利益剰余金	17,459
リース資産	0	繰越利益剰余金	17,459
その他の資産	361	自己株式	△145
投資その他の資産	26,439	評価・換算差額等	1,719
投資有価証券	10,508	その他有価証券評価差額金	1,719
関係会社出資	10,714		
関係会社出資	0		
長期前払費用	1,791		
繰延税金資産	53		
貸倒引当金	3,117		
	296		
	△43		
資 産 合 計	102,859	負債及び純資産合計	102,859

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2018年 4月 1日)
(至 2019年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	80,380
売上原価	68,669
売上総利益	11,710
販売費及び一般管理費	10,187
営業利益	1,522
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,900
雑収益	1,295
3,196	
営業外費用	
支払利息	263
雑損失	658
922	
経常利益	3,797
特別損失	
減損損失	85
85	
税引前当期純利益	3,711
法人税、住民税及び事業税	192
法人税等調整額	1,070
1,263	
当期純利益	2,448

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(自 2018年 4 月 1 日)
(至 2019年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	17,823	6,031	1,707	7,738	16,298	16,298	△143	41,717
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△1,287	△1,287		△1,287
当 期 純 利 益					2,448	2,448		2,448
自 己 株 式 の 取 得							△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	1,161	1,161	△2	1,158
当 期 末 残 高	17,823	6,031	1,707	7,738	17,459	17,459	△145	42,876

	評 価 ・ 換 算 等 差 額	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 差 額	
当 期 首 残 高	3,636	45,353
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△1,287
当 期 純 利 益		2,448
自 己 株 式 の 取 得		△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,916	△1,916
当 期 変 動 額 合 計	△1,916	△757
当 期 末 残 高	1,719	44,595

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

新電元工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新電元工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新電元工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

新電元工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 麻 生 和 孝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新電元工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

新電元工業株式会社 監査役会

常勤監査役 肥 後 良 明 ㊟

監 査 役 藤 巻 真 人 ㊟

監 査 役 三 宅 雄 一 郎 ㊟

(注) 監査役藤巻真人及び監査役三宅雄一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

埼玉県飯能市仲町11番21号

ホテル・ヘリテイジ飯能sta. 6階 ヘリテイジホール

電話 042-975-1313

交通

西武池袋線 **飯能駅(北口)**下車……………徒歩1分

西武池袋線 **東飯能駅(西口)**下車……………徒歩10分
JR八高線



「COOL BIZ」スタイルでの株主総会開催について

当日は節電の取り組みの一環といたしまして、会場内の空調の温度を高めに設定して開催させていただきます。つきましては、当社の役員および従業員がノーネクタイの「COOL BIZ」スタイルにてご対応させていただく予定ですので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますよう、お願い申し上げます。



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

